

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係 9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p data-bbox="107 210 586 242">9 A - 2 届出等に関する定期報告等</p> <p data-bbox="120 309 210 341">(新設)</p>	<p data-bbox="1135 210 1615 242">9 A - 2 届出等に関する定期報告等</p> <p data-bbox="1135 309 2007 341">9 A - 2 - 3 電子申請可能な届出等を提出するに当たっての留意点</p> <p data-bbox="1135 357 2141 485">金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して届出等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</p> <p data-bbox="1135 501 2141 724">ただし、特定目的会社の事業報告書については、当面の間、内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）第4条第2項ただし書に規定する措置として以下を講じている場合には、同項ただし書の規定により、電子メールを用いて受け付けることも可とする。</p> <p data-bbox="1135 740 2141 916">(1) 本店の所在地の管轄区域内の管轄財務局長等（事業報告書の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。）が、事前に、事業報告書の提出に係る特定目的会社の電子メールアドレスについて把握していること。</p> <p data-bbox="1135 932 2141 1059">(2) 当該管轄財務局長等から、当該特定目的会社に対し、上記①の電子メールアドレスからの事業報告書の提出を受ける旨、電子メールを用いて連絡が行われていること。</p> <p data-bbox="1135 1075 2141 1155">(3) 当該特定目的会社が、上記②の連絡を受けた後、当該管轄財務局長等に対して、上記①の電子メールアドレスから事業報告書を送信すること。</p>